

ロイヤルむし歯予防マイスター®規約

当社は、以下の通りのロイヤルむし歯予防マイスター®規約（以下「本規約」）といたします）を制定します。

第1条（目的）

ロイヤルむし歯予防マイスター®の制度は、当社が乳幼児期のむし歯予防の正しい知識を医療機関等に普及させることにより、むし歯ゼロを目指すことを目的としています。

第2条（定義）

この規約で用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- ① 当社
株式会社ハッピースマイルカンパニー
- ② 母歯パートナー
むし歯ゼロを目指すための乳幼児期のむし歯予防の正しい知識を習得し、子育て支援を軸に医療機関等を経営・運営する目的で、本規約のすべての条項に同意することにより、当社からパートナー登録を認められた医療機関等
- ③ ロイヤルむし歯予防マイスター®
当社が指定したカリキュラムを修了し、当社が認定した者に付与する称号
商標登録番号：第5687416号
- ④ ロイヤル職員
当社がロイヤルむし歯予防マイスター®の称号を付与した母歯パートナーに勤務する職員等

第3条（母歯パートナー登録手続）

1. 母歯パートナーへの登録を希望する医療機関等（以下「登録希望者」といいます）は、本規約のすべての条項の内容を確認・理解し、これに同意した上で、当社指定の方式により申し込みを行うものとします。
2. 当社は、登録希望者からの申し込みに対して所定の審査を行います。
3. 母歯パートナーへの登録の認定にかかるすべての権限は、当社にあるものとし、異議、苦情等は一切受け付けません。
4. 当社は、ロイヤルむし歯予防マイスター®の制度の運営に関する業務を第三者に業務委託できるものとします。

第4条（届出事項の変更）

1. 母歯パートナーは、現住所等の当社への届出事項に変更があった場合、速やかに当社に届出るものとします。
2. 当社は、母歯パートナーが前項による届出を怠った場合、母歯パートナーに生じた損害について、いかなる責任も負わないものとします。

第5条（提供されるサービス）

1. 当社は、母歯パートナーに対して、以下の各号に定めるサービスを提供します。
 - ① 各種講座、セミナー等
ただし、別途当社が定める受講料が必要となることがあります。
 - ② Facebook会員ページ
 - ③ ロイヤルむし歯予防マイスター®の称号の使用
ただし、別途当社が定めるカリキュラムの修了と誓約書の提出をしたロイヤル職員のみとします。
2. 前項各号に定めるサービスの内容は、当社が適宜改訂できるものとします。なお、当該サービスは、母歯パートナーに対して何らかの結果を保証するものではなく、当社はサービスの提供に対していかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、第1項第1号のサービスの開催手段について、適宜判断することができるものとします。なお、当該サービスをリモートにて開催する場合には、当社がツールの指定をすることができるものとし、母歯パートナーはこれに従うものとします。

第6条（月会費）

1. 母歯パートナーは、ロイヤルむし歯予防マイスター®証が発行された日の属する月から、月会費として5,000円（消費税込）を、当社の指定する方法にて納入するものとします。
2. 月会費の納入後は、理由のいかんにかかわらず返金されないものとします。
3. 当社は、母歯パートナーが、第7条に基づくロイヤルむし歯予防マイスター®の称号付与認定後1年以上、第1項の月会費を納入することを前提として、第3条の登録手続き終了後速やかに、前条第1項第1号および第2号のサービスのトライアル利用を認めることがあります。

第7条（ロイヤルむし歯予防マイスター®の称号付与認定基準）

1. 母歯パートナーに勤務する職員等が、当社からロイヤルむし歯予防マイスター®の称号を付与されるためには、次の条件を全て満たす必要があります。
 - ① 当社が主催するロイヤルむし歯予防マイスター®養成講座（以下「ロイヤル養成講座」といいます）のすべてのカリキュラムを修了すること。
 - ② ロイヤル養成講座のすべてのカリキュラムを修了した者に対して、当社が行う筆記試験と面談において、当社の定める水準に到達していること。なお、この水準については、当社が任意に定めることができるものとします。
 - ③ 母歯パートナーにおいて、称号付与認定後1年以上継続して、第6条の月会費を納入する意思があること
2. 前項の称号付与にかかるすべての権限は、当社にあるものとし、異議、苦情等は一切受け付けません。
3. 母歯パートナーには、ロイヤル職員が在籍していなければならないものとします。
4. 母歯パートナーにおいて、ロイヤル職員が、退職等により欠員となった場合には、6ヶ月以内に、他の職員等に第8条のロイヤル養成講座を受講させ、当社からロイヤルむし歯予防マイスター®の称号の付与を受けるものとします。

第8条（ロイヤル養成講座）

1. ロイヤル養成講座のカリキュラムの詳細は、別途当社が定めるものとします。
2. 当社は、ロイヤル養成講座の開催手段について、適宜判断することができるものとします。なお、ロイヤル養成講座をリモートにて開催する場合には、当社がツールの指定をすることができるものとし、母歯パートナーはこれに従うものとします。
3. 母歯パートナーは、ロイヤル養成講座の各カリキュラムについて、当社が指定した日に受講するものとします。なお、当社は、母歯パートナーが当該指定日に欠席した場合には、補講等の救済措置は行わないものとします（ロイヤルむし歯予防マイスター®の称号付与は、次回のロイヤル講座開講時に該当するカリキュラムを受講した後となります）。
4. ロイヤル養成講座の受講料は、以下の通りとします（6講座セット）。
 - ① 通常価格 1名あたり 209,000円（税込）
 - ② ペア価格 医療機関等1医院あたり2名まで 308,000円（税込）
5. 母歯パートナーが、理由のいかんを問わず、ロイヤル養成講座の受講をもって会員からの脱退を希望する場合は、違約金として、第6条の月会費1年分を当社に対して支払うものとします。

第9条（ロイヤルむし歯予防マイスター®称号付与にかかる諸手続）

1. ロイヤル養成講座を修了し、ロイヤルむし歯予防マイスター®の称号付与を希望する者（以下「付与希望者」といいます）は、本規約のすべての条項に同意のうえ、当社指定の誓約書を当社に提出するものとします。
2. ロイヤルむし歯予防マイスター®の称号の使用にかかる対価および相談料は、第6条の月会費に含まれるものとします。

第10条（ロイヤルむし歯予防マイスター®証等）

1. 当社は、付与希望者による前条に定める諸手続完了後、速やかにロイヤルむし歯予防マイスター®証等の物品を交付するものとします。
2. ロイヤルむし歯予防マイスター®の称号を付与された母歯パートナーは、ロイヤルむし歯予防マイスター®証を善良なる管理者の注意義務をもって管理・保管するものとし、ロイヤルむし歯予防マイスター®としての活動以外の目的には使用してはならないものとします。
3. 当社より使用を許可されたロイヤルむし歯予防マイスター®の称号は、第三者に譲渡したり、使用させたり、担保権の設定等をしたりすることはできません。

第11条（情報の取扱い）

当社は、自己が保有する母歯パートナーに関する情報を、『株式会社ハッピースマイルカンパニー個人情報保護ポリシー』に基づき厳正に管理します。

第12条（登録の取消および脱退）

1. 当社は、母歯パートナーが以下の各号の一つでも該当するときは、当該母歯パートナーに事前に通知または催告することなく、登録を取り消すことができるものとします。この場合、すでに納入された会費、受講料、使用料等（以下「会費等」といいます。）の費用の払い戻しは一切行いません。
 - ① 本規約の条項に違反したとき
 - ② 当社への届出事項に虚偽が判明したとき
 - ③ 会費等の支払、その他当社に対する債務の履行を怠ったとき
 - ④ 当社名誉を著しく傷つける行為があったと当社が判断したとき
 - ⑤ ロイヤルむし歯予防マイスター®の称号の品位を損なう行為があったと当社が判断したとき
 - ⑥ ロイヤル養成講座のカリキュラムから逸脱してロイヤルむし歯予防マイスター®として活動していると当社が判断したとき
 - ⑦ 法令もしくは公序良俗に反する行為があったと当社が認めたとき
 - ⑧ その他、当社が不適当と認める相当の事由が発生したとき
2. 母歯パートナーは、第3条の登録から1年、または第7条のロイヤルむし歯予防マイスター®の称号付与認定から1年のいずれか長い方の経過後は、脱退を希望する月末の2ヶ月前までに当社に通知をすることにより、母歯パートナーの登録およびロイヤルむし歯予防マイスター®の認定の辞退をすることができます。この場合、すでに納入された会費等の払い戻しは一切行いません。
3. 前各号の場合、母歯パートナーは、当社の指示に従い、ロイヤルむし歯予防マイスター®証等の物品を返還するものとします。

第13条（知的財産権）

1. 当社から、母歯パートナーに許諾または提供される商標、ノウハウ、情報等の知的財産権（以下「知的財産権」といいます）は、すべて当社に帰属するものとします。また、母歯パートナーは、複製、販売等により知的財産権を侵害してはならないものと

します。

2. 前項の知的財産権の侵害により、当社に損害が生じた場合、母歯パートナーは、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第14条（免責事項）

1. 当社は、当社の故意または重過失によらずに、母歯パートナーに発生したいかなる損害について、損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 母歯パートナーが、第三者に対して損害を与えた場合、母歯パートナーは、自己の責任と費用をもって解決し、当社に一切の迷惑を掛けることがないように対処するものとします。
3. 母歯パートナーが、本規約に反した行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当該母歯パートナーは、当該損害を賠償するものとします。

第15条（権利・義務の譲渡の禁止）

母歯パートナーは、本規約に基づく権利義務および契約上の地位の全部又は一部について、第三者に対する譲渡、担保提供、賃貸その他の処分をすることができないものとします。

第16条（本規約の効力の発生）

母歯パートナーに対する本規約の効力は、当該母歯パートナーが第3条所定の登録手続を完了した時点から発生するものとします。

第17条（その他）

1. 医療機関等および母歯パートナーは、食育実践予防歯科®（商標登録第5843850が当社の登録商標であることを認め、当社の書面による承諾なく使用しないものとします。
2. 当社は、本規約を都度改訂できるものとします。
3. 本規約に関する諸問題が生じた場合には、当事者同士が誠意をもって協議して解決するものとします。
2. 前項の協議によっても解決しない場合、または訴訟の必要が生じた場合は、さいたま地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

（附則） 本規約は、2015年10月1日から施行するものとします。

本規約は、2016年 4月1日から一部改訂し施行するものとします。

本規約は、2016年11月1日から一部改訂し施行するものとします。

本規約は、2017年 8月1日から一部改訂し施行するものとします。

本規約は、2018年 4月1日から一部改訂し施行するものとします。

本規約は、2020年 7月1日から一部改訂し施行するものとします。